

令和3年第3回定例会  
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和3年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和3年9月10日  
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

副委員長	松林敏	委員	内村博法
委員	安藤克彦	委員	岩永政則
委員	堤理志	委員	西岡克之

欠席委員

委員長	金子恵	委員	安部都
-----	-----	----	-----

職務のため出席した者

議事課長	青田浩二	係長	江口美和子
------	------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長 日名子達也  
(総務課)

課長 村田ゆかり  
主任 市川雄也  
(契約管財課)

課長 和田弘

企画財政部長 森川寛子  
(財政課)

課長 木須紀彦  
(産業振興課)

課長 川内佳代子

健康保険部長 志田純子  
(介護保険課)

課長 細田愛二  
係長 西村淳  
主任保健師 濱崎美雪

教育次長 山本昭彦

課長補佐 石川俊介

課長補佐 永野英明

課長補佐 入江彩子

係長 山口亮

参事 中村宰子  
係長 浦川真  
主査 林田和真

教育委員会理事 田中真

本日の委員会に付した案件

議案第45号 押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

議案第47号 令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）（結審）

議案第51号 令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時28分

閉 会 11時51分

### ○委員（松林敏委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会します。令和3年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田総務課長。

### ○総務課長（村田ゆかり君）

皆さんおはようございます。議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明を申し上げます。本日配布をしました総務厚生常任委員会資料、2枚もののホチキス留めをお配りしておりますので、そちらを御覧ください。まず初めに、整備の概要や押印及び署名の見直しの方針、見直しの実施件数など全庁的な押印、署名の見直しについて御説明をさせていただきたいと思っております。1点目の整備の概要でございます。押印及び署名に関する条例が本町に8本ございました。見直し方針に基づき（1）から（4）の4本の条例につきまして整備を行っております。内容につきましては、最後に議案に基づき御説明をしたいと思っております。2点目の押印及び署名の見直しの方針でございますが、全体的な方針としまして町民等の行政手続きに係る負担の軽減及び利便性の向上を図るとともに、将来的な行政デジタル化を見据えた体制整備に当たり押印等の廃止については不可欠であることから、総務省発出の「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知に基づき、全庁の手続きを対象として押印廃止等に積極的に取り組むことといたしました。押印の見直し方針につきましては押印を求める趣旨が、手続きを行う者の本人確認、意思確認、文書内容の真正性担保にあります。認印や印影照合を行わない登記印、登録印による押印は認証の効力が乏しいと考えられるため原則廃止としております。登記印や登録印による押印を求め、かつ印影照合を行っているものにつきましては、認証の効力が大きいと考えられるため原則として存続することとしております。次に署名の見直し方針についてですが、署名または記名押印の一方を求めている手続きについては、押印の廃止と合わせて原則、署名も廃止としております。署名と押印の両方を求めている手続きについても、押印の廃止と合わせて原則、署名も廃止としております。次に見直しの実施件数について御説明いたします。2枚目を御覧ください。押印の見直し件数ですが、押印を求めている手続き件数が全部で1,592件、そのうち廃止を予定しているものが1,388件で、約87.2%につきまして押印を廃止する予定としております。署名の見直し件数につきましては、署名を求めている手続きの件数が全部で253件、そのうち廃止を予定しているものが172件で、約68%について署名を廃止する予定としております。それでは改めまして議案第45号を御覧ください。第1条では長与町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正といたしまして、署名及び押印を廃止するとともに宣誓書の句読点について所要の改正を行ったため、別記様式の改正となっております。第2条の学

校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、一般職員と同様の旨改正をいたしております。第3条の長与町固定資産評価審査委員会条例の一部改正では、審査申し出の手続きや審査における調書や口述書の作成など、固定資産税に関する不服審査の書類や記録の保存について押印等を廃止するものでございます。第4条の長与町火入れに関する条例の一部改正につきましては、許可申請書様式中の押印部分についてのみ改正としております。附則として、本条例の施行期日を令和3年10月1日としております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

説明がなかったから質問しますが、4本の条例改正をするということなんですが、端的に考えれば1本ずつ一部改正をすると、従来からいけば1本ずつ条例を4本出せば足りるわけなんです。なぜ1本ずつしなかったのかということと、4本を合体して新しい条例をなぜ作るようになったのか。これは両方一緒のようなことになると思うんですけど、答弁はね。それと県の指導がこのようになっていたのかですね。あるいは近隣の市町、長崎市、時津、参考に調べておられれば教えていただきたいと思います。以上です。

○委員（松林敏委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今回4本の条例につきまして一括上程という形をとらせていただきましたのは、全て押印及び署名の見直しに伴うという一つの根拠を基にしたものということで、一括上程をさせていただいております。これは、押印の見直しについては国の通知等を基にして、国の指導に基づき改正を行っているものでございます。近隣で言いますと長崎市も一括上程という形で押印の見直し等をさせていただいております。時津町については1本ずつなのか、一括上程をされてるのかというところがちょっと確認がとれておりません。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先月リコール請求ですか、政府が閣議決定して9月1日から押印廃止という報道があったんですね、新聞でちょっと読んだんですけども。そういったものは今回の条例に関係してくるのかどうか、そのところはどうかですか。

○委員（松林敏委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

リコール請求に関しては、国が定めている法律に基づいてされるものでありまして、特に長与町で条例を定めているものではございません。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

押印が今後大幅に削減されるということは、住民の負担軽減という点からも歓迎されることだと理解をいたします。そこで、これまで町に対して町民が申請をするときに押印が必要だったものが、今回の様々な見直しによって削減されると思うんですが、逆にそれでもなお押印が必要だというのが一体どれほどになるのか、主なものが例えばどういったものなのかとか、その辺り、もし分かればお聞かせをいただきたいと思います。

○委員（松林敏委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

全体的な共通課題としまして、どうしても押印が残るものと言いますが、例えば保証人ですとか、連帯保証人に関わるもので、同時に登記とか、登録印を提出させているもの。あるいは医師とか、医療機関による押印。こういったものにつきましては存続を求めています。あるいは相続人による連署、押印、こういったものも存続という形に残っております。あとは委任行為の関係ですけれども、例えば法定代理人によるものであるとか、任意の代理行為というものは今後減少していくものとは考えられますが、委任状への押印または署名につきましては存続という形で整理をさせていただいております。あと金融機関による押印も原則存続という形で残っているような状況です。

○委員（松林敏委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。本人確認がどうしても必要で、書類の写し、それが正しいという担保が必要なものについては幾らか残るということで理解をしました。あと今度は町民じゃなくて職員の方々の問題になるんですが、これまで様々な文書が配布されたときに、一般職員の方がこれを確認しましたということについて、また管理職の方がついてということに回っていたと思うんですが、その辺りが職員の負担軽減になるのか。今回、国の方が出されたのが、自宅で仕事ができるのにわざわざ職場まで出てこないといけないのを何とかしないといけないというのも一つ趣旨だったと思うので、その辺りの軽減ができるのかということ、その辺りをまずはお聞かせいただきたいと思います。

○委員（松林敏委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

内部手続きに求める押印につきましても基準を示すようにしており、確認にとどまるものは全て廃止。分限とか、懲戒に係る処分性のある人事手続きに伴うものとか、行政手続区分で町が発出する文書、行政処分等につきましては押印存続という形になります。職員からの各種届出に係る押印については、ほぼ廃止で、例えば電子的な管理を行う環境が整備されていない部分につきましては、環境が整うまでは存続ですけれども、最終的には廃止という形になってまいります。電子決裁システムを今年度中に導入予定としておりますので、ここでまた、さらに廃止となるものが増えていくかと思えます。

○委員（松林敏委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

電子決裁に今後進むということですので、またこれはそのときに詳しくお伺いをしたいと思いますが、もう1点、本町には直接関わりないというか、これまで例が無かったとは思いますが、ときどき新聞報道で職員が上司の印鑑を使って勝手に決裁したということで問題になって、要するに有印公文書云々ですかね。そういった問題がこれまであったと思うんですが、このことで押印の必要がないということで、本町には当てはまらないとは思いますが、職員がサインしてというような懸念が出てこないかという問題など、そういったことはないのかどうかというような議論はいかがだったのか。

○委員（松林敏委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

管理職の各個人の印鑑の管理はそれぞれ鍵付きの場所であるとか、そういった所で管理は一定していることと思います。あと公印を勝手についていけないようにまずは公印の管理をしてるところと、文書管理システムが今後入ってきますとパスワード管理等もできてまいりますので、そういったことは一定防げると考えております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も何点かお伺いします。まず提案のされ方なんですけれども、45号議案を見ると2つのパターンがあって、宣誓書については別記様式に改めるって提案のされ方なんですよね。火入れ条例は別紙があるのに、文言だけの改正で提案されてきているんですね。これは何か意図があって、こういったされ方なんのでしょうか。まずお伺いします。

○委員（松林敏委員）

市川主任。

○主任（市川雄也君）

職員の服務宣誓条例及び学校職員の服務宣誓条例の別記様式の改正につきましては、

様式の印を削る箇所以外に読点の追加だったり、文書の体裁を整えることなど全面的な改定を行っており改正箇所が多岐にわたるということで全部改正の方式をとらせていただいております。第4条関係の火入れ条例に関する様式の変更につきましては、印を削るだけでしたので、様式第1号中という一部改正の方式をとらせていただいております。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

なるほど意図がちゃんとあるんですね、ありがとうございます。配られた資料にあるんですけども、今まで押印を求める趣旨が本人確認とか、意思確認の真正性に担保が乏しいということなんですけれども、当然、本人確認等は別方法で行っていくという、条例にはそのところは書かれてないんですが、そこをまず教えていただけますか。

○委員（松林敏委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

現在、住民課とか、税務課ですとか、窓口で申請をされる場合には、例えばマイナンバーカードですとか、運転免許証ですとか、本人確認をしながら手続きをしているものがほとんどになってまいります。ですから本人確認ということは、印鑑ではなくて別途やっているということで、今回はもう印鑑は無しということになっております。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

確かに住民課の窓口にある申請書にはまだ「印」という欄があるんですけど、私も先日申請をした際は「印」不要と、ただ本人確認の書類を提出。以前は「印」があっても本人確認は求められていたんですが「便宜上の印は要らない」という説明を受けました。そういった運用をされるということで理解したいと思います。それと固定資産評価委員会条例のちょっと細かいところに入りたいんですが、9条、これは調査を行ったある時期に基づいて、調査を行った委員と調書を作成した書記が、改正ではこれにより記名しなければならないというふうになると思うんですよね。ちょっと思うのは記名で意思確認ができるのか。この調査が適正に調書に書かれていることが間違いないですよっていうのを、それぞれの委員と記録者が今までは確認をして署名を行っていたと思うんですよね。ただ、こういうケースで記名としてしまうと、書記がみんなの名前をパソコンで打って良いわけですよね。もうそれでほかの委員の方々の意思確認が取れたと、これはどこの部分で判断をできるのか。作った書類を見ても意思確認はできないと思うんです。今まではそれぞれが署名をされたから、皆さんが見られて確認をされた。あるいは「印」をついているから確認をされたと確認ができるんですが、記名だけでは果たしてこれがきちっと担保できるのか。印鑑を廃止するとか、そういったことには賛成な

んですけれども、やはり確実にきちっと担保がとれる状態でない部分については、やはり記名でなく署名が必要でないかと思うんですけれども、その見解をお伺いします。

○委員（松林敏委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

調査中あるいは調書を作成したあとには必ず各委員に確認をしていただきます。そういった中から本人確認と意思確認も取りながらさせていただくということで、押印と同様の見直し基準の適用ということで、今回は内部手続きについては押印廃止の方向で、意思確認は作成途中あるいは書類確認という形でさせていただくことになっております。

○委員（松林敏委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員（松林敏委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

議員がおっしゃられるように調書は戻ってから書記が作成いたします。その調書自体の押印を無くすという意味で、決裁には今までどおり押印をしてもらうというのが残ります。今後電子決裁等になってくるとその部分は無くなっていくと。調書自体への確認の印鑑が無くなるという意味で、決裁は取らせていただくこととなっております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

間違いではないと解釈もされますけども、ちょっと確認の意味を含めて質問をしますので、よく理解をしていただければありがたいと思うんですが。固定資産の一部改正の7条3項に何を書いているのかと言いますと「前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない」、今こうなっていますね。それを「署名」のところのみ、書記がこれに「記名しなければならない」に改正の案があるわけですね。これは結構ですね。見直しの方針なり、あるいは署名の方針からいってこれは沿うわけですね。問題は8条5項は何を書いているかと言いますと、3項と同じように「前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し」これは3項と全く一緒ですね、ここは「提出者が」、3項は「書記が」なんですね。この場合は、提出者がこれに署名しなければならないと現在なってるんですけども、今の改正案でいけば「前項の口述書には、次に掲げる事項を」ここまで生かして、「記載し、提出者がこれに署名しなければ」を削除して、「記名しなければならない」となっていま

すね。そういう改正なんです。そうすると誰が記載をするんですかということと合わせて3項、4項の今の条項はほぼ同じなんで、誰がというのは3項は「書記が」、ここは「提出者が」ということではっきりしていますね。そうしますと、改正のこの辺りを全部消して5項はおりますけども、ちょっとその整合性がとれないんじゃないかということもあるし、記載しなければならないということがありますけども、この辺りがなぜ「記載し」から「押印しなければ」まで、なぜ消したのかというちょっと理解がですね。そうしますと、誰が記載をするんですかということに繋がるからですね。ちょっと違うんじゃないかなという私は感じをするんです。何か理由はありますか。

○委員（松林敏委員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

第8条第5項で、この口述書につきましては、前項第4項に「関係者に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる」この口述書の提出は関係者が出されることになっております。よって、口述書に記載をするのは関係者でございますので、関係者がこれまでは署名押印をしていたものが、名前の記載だけで良いというふうな条例となっております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

8条には、次に掲げる事項（1）から（3）まで提出者の住所、氏名、提出の年月日、証言すべき事項を記載し、誰がどうするのということが、4項は4項で今説明があったんですけど、それはそれでいいんじゃないですか。ただ、5項の場合は、4項の口述書はどうするんですよという規定をしとるわけ、そしたら3項目を記載をして、「署名捺印をしなければならない」と今なっているのを、ここを「記名しなければならない」と改正すれば何ら問題ないんじゃないかなということ。 「記載」じゃなくして「署名、記名」しなければという形で足りるんじゃないかなということを私感じたもんですから、あまり削りすぎているんじゃないかなと思います。

○委員（松林敏委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員（松林敏委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

議案には変更部分の第8条第5項しか記載がございませんが、前項の口述書を誰が出

すかつていうことにつきましては、第4項において「関係者が提出をするもの」という定めがございます。そして、この口述書に書かなければいけないものが1号から3号で、提出者の住所、氏名、2号の提出年月日、3号の証言すべき事項、これらを記載しなければならないということになってございます。

○委員（松林敏委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

県の指導等があつておれば、それに統一をしていくということであれば何ら間違いでないわけですので、了としたいと思います。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員（松林敏委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

令和3年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画財政部財政課からお願いします。

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

おはようございます。それでは今回の補正のうち財政課所管部分について御説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。歳入の10款1項1目1節普通交付税は令和3年度の額が確定したことに伴い、現計予算との差額5億2,479万6,000円を増額いたしました。18款2項1目1節財政調整基金繰入金及び2節減債基金繰入金は歳入の増額補正に伴う財源調整として、現在繰り入れを予定している基金繰入金の一部を繰り戻すための減額補正でございます。21款1項3目1節臨時財政対策債は、

発行可能額の確定に伴い現計予算との差額9,046万1,000円を増額いたしました。

次に歳出でございます。10、11ページをお開きください。12款1項1目公債費元金でございますが、減債基金繰入金を繰り戻したことによる財源組み替えです。歳出額の変更はございません。最後に議案の4ページをお開きください。第2表地方債補正の臨時財政対策債につきまして発行可能額の確定により起債限度額の増額をお願いするものです。以上が財政課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員（松林敏委員）**

続きまして、総務部契約管財課お願いします。

和田契約管財課長。

**○契約管財課長（和田弘君）**

皆様おはようございます。それでは議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）につきまして、契約管財課所管分を御説明いたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございますが、18款繰入金1項特別会計繰入金1目駐車場事業特別会計繰入金1節駐車場事業特別会計繰入金でございます。規定額1,000円、補正額71万2,000円、計71万3,000円を駐車場事業特別会計より繰り入れをするものでございます。

次に歳出でございます。補正予算に関する説明書の10、11ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費10節需用費、既定額1億3,842万8,000円、補正額129万3,000円、計1億3,972万1,000円。10節需用費129万3,000円につきましては、水道局3階空調機修繕のため補正をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○委員（松林敏委員）**

健康保険部介護保険課、提案理由の説明を求めます。

細田介護保険課長。

**○介護保険課長（細田愛二君）**

改めましておはようございます。それでは議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）の介護保険課所管分につきまして、補正予算に関する説明書により御説明させていただきます。今回の補正は新型コロナウイルス感染対策に関するものでございます。説明書の10、11ページをお開き願います。歳出の2段目、3款3項2目介護保険費18節負担金、補助及び交付金151万2,000円、緊急ショートステイ事業補助金が介護保険課所管分でございます。こちらは在宅で高齢者を介護しています御家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、その濃厚接触者となった要介護者が自宅に取り残され、誰も介護する方がいなくなった場合などに一時的に短期入所生活介護、いわゆるショートステイなどの介護サービスでの受け入れを行った事業所に対して、介護保険法に基づく支給限度基準額を超えたサービス費用額及び介護に係るかかり増し経費等について助成をするものでございます。詳しい内容につきましては、先程お配りを

した補助金交付要綱案を御覧いただきたいと思います。補助金の交付対象としましては、第4条におきまして町内に所在する事業所で、補助対象となる要支援者等に対して本事業を行う事業所としております。第5条におきましては補助対象となる要支援者等を、介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し介護者がほかにはいない濃厚接触者で、なおかつPCR検査結果が陰性である方としております。補助金の額につきましては、第6条におきまして月の支給限度額を超えた場合のサービス費用、食費、居住費の本人負担分を除く事業所負担相当分、それとPCR検査費用など、介護に係るかかり増し経費を対象としております。第7条では、補助金の対象期間を原則14日までとし、第8条以降は、申請から補助金交付にかけての事項について定めているものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員（松林敏委員）**

これから質疑を行います。質疑は順番に行っていきたいと思いますので、企画財政部財政課の部分を一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

続きまして総務部契約管財課の分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

水道局のエアコンということで歳出のところをお伺いしますが、3階部分の管理というのは水道局が行っているのか、それとも契約管財課が行っているのかということと、この支出がここであるということは契約管財課かなと理解はするんですが、あそこにある備品類についてもどうなのかですね。そこのところをまずお伺いします。

**○委員（松林敏委員）**

和田契約管財課長。

**○契約管財課長（和田弘君）**

まず水道局の空調管理につきましては水道事業の方で管理をさせていただいております。ただ掃除とか、通常の分につきましては、うちの方がしておりますけれども、そういう状況です。備品関係につきましては、あとで調べまして報告したいと思います。

**○委員（松林敏委員）**

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

となると、これを一般会計からというのがどういった経緯なのか。逆に言えば水道局にしてもらった方が、向こうは企業ですから若干税の部分とか良いわけですよ。というのもあって、なぜ一般会計がするのか。電気使用料とかも向こうが負担しているんじゃないかなという認識なんですけれども、その点も含めてお伺いします。

○委員（松林敏委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

水道局の建物の2階部分については水道局の管理。3階部分については役場側が通常使用するというので、費用負担についても按分して支払っている状況です。今回3階部分に直結する屋上の電気系統の集中管理している部分がちょっと不具合が生じたので、2階部分のクーラーなど不具合があった場合は水道局で対応するようにしております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

71万2,000円の駐車場事業特別会計繰入金は、令和2年度の駐車場の決算剰余金で繰り入れするんじゃないかと思うんですが、決算を見ますと143万2,000円が一般会計繰入金で上がっているんですけども、これとの関連はどうなっておりますか。

○委員（松林敏委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

令和2年度駐車場特別会計の実質収支でございますけれども、152万3,000円のプラス収支でございました。通常であれば152万3,000円全てを一般会計に繰り出すところなんですけれども、2001年より使っておりました駐車場のレジが印字とかが出なくなって、修理も効かないということで、そちらの方を駐車場特会で今回補正をさせていただいて購入する計画でおります。それが80万円掛かるんですね。その80万円を引いた残りの71万2,000円を一般会計へ繰り出すようにしております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

11ページの先程の財産管理費の部分なんですけど、空調の不具合、電気系統だということですが、こういった機器については、通常、定期点検みたいなことはされているのかなというのと、定期点検で特に異常なかったものが、結構な大きな金額の修繕が必要になったという、ちょっとそこら辺をもう少し説明いただければというふうに思います。

○委員（松林敏委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

通常の保守点検については一般会計からの支出はございませんで、水道局が一括して点検いただいております。現地点検が年1回、それからあとフロンガス点検が年3回、

エアコンフィルター清掃が年2回、あとはリモートで24時間、365日監視しているんですけども、昨年から時々電気系統エラーがリモートで確認されており、今年に入って多発しております。今回修理ということでその部分が130万円のうち80万円。あとエアコンと換気扇が6基、3階の会議室あるんですけども、それに特殊なエレメントを使っており、その交換費用が50万円、合わせて130万円になっております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは引き続き健康保険部介護保険課の質疑を行います。

質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

何点かあるんですけども、緊急ショートステイ、これ何人を想定した金額になっているのか。それと緊急ショートステイ事業補助金は国の統一した基準に基づいてされているのかどうか、長与町独自のものではないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りですね。それから申請を上げるということですけども、緊急な場合が想定されるんですよね。そうすると申請書を書く余裕もないという事態も考えられるんですよね。だからそういった場合は後日、申請書を上げるという形になるのかどうか。やっぱり緊急って名前が付いてますんで、とても書類を書く暇とかなないと思うんですよね。PCR検査も受けないかんわけですから、そういったところを考えるとやっぱり申請はもう事後でも構わないのかなと思うんですけども、その3点をお聞きしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず今回の予算の人数につきましては5名分を想定しております。それと国の基準に基づくものなのかですけど、今回新型コロナウイルス感染症対策として町で独自でする対策でございますので、特に国の基準に基づいているものではございません。それと3点目の急ぎの場合の申請につきましては要綱上、事業所の方からそのサービスを行ったあとに申請と請求を同時に上げていただく形にしております。要綱の第8条第2項で申請者は前項の規定による申請を行う前に町と協議を行うものとしておりますので、特に紙による申請を急ぐものではなく、事前に協議をさせていただいた上で実施をしていただいて、その後、申請、請求という形にさせていただくようにしております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の同僚委員の質問と関連する部分なんですけれども、先程の御答弁で5人分を計上したということでありましたが、受け入れ体制というのは5名分十分確保できるのかというのが1点と、こういった場合に町内の事業者に限るのか、それとも町外の施設を利用するという場合も対象になるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず5名分を想定して予算を上げているということで、その分の受け入れについては確保できるのかということですけど、まず、短期入所生活介護の事業所が町内に4事業所ございます、ショートステイの事業所がですね。こちらの方と事前に協議をさせていただいており、条件付きの所もありますけど基本的に受け入れを行っていただけるように話をさせていただいております。ただ、その中で5名一遍に出た場合、もちろん受け入れができない場合もございます。その場合は要綱の第6条で、補助金の額の内訳のところですけども、事業といたしまして基本的には短期入所生活介護事業がショートステイになるんですけど、それと訪問介護事業。ショートステイでどうしても受け入れができない場合は、行ってからのできる限りの支援をしていただこうということも想定をしておりますので、そういった対応をしたいと考えています。それと町外の事業所でも駄目かということなんですけど、現在この要綱（案）の段階では、第4条で「町内に所在する事業所のうち」とさせていただいております。ただ、そういう方々が増えてきた場合を想定しまして、要綱（案）ということで上げさせていただいているんですけど、事前に話をさせていただいているのが町内の事業所4事業所のみでございますので。ただ受け入れとしては今後もしかしたら町外の所も想定されるかもしれませんので、ここについては今ちょっと流動的なんですけども、この条文はもしかしたら外して町外でも受け入れがOKの場合でも出せるようにできないか、今、検討をしているところでございます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私もこの要綱について、まず現状こういったケースがあったのか、お伺いいたします。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今までのところ、こういったケースは結果的にはございませんでした。直前までというケースは2件ほどあったんですけども、結果、受け入れまではいっておりません。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

要綱については議会の議決事項ではありませんので予算が通ったら速やかに、公布の日からとなっていますので施行していただきたい。現状あるなら遡ってでもできないかという考えだったんですけれども、今、現状は無いということで理解したいと思います。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時55分まで休憩したいと思います。

（休憩 10時43分～10時55分）

○委員（松林敏委員）

休憩前に引き続き委員会をはじめます。

令和3年度第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,767万5,000円を追加して補正後の総額を31億203万9,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,159万円とするものでございます。内容につきましては補正予算に関する説明書により御説明いたします。説明書の6、7ページをお開き願います。まず保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金2節過年度分介護給付費負担金450万6,000円は、令和2年度介護給付費の実績確定に伴います追加交付分でございます。8款1項1目繰越金1節繰越金1億9,31

6万9,000円は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上するものでございます。

続きまして歳出について御説明をいたします。10、11ページをお開き願います。

6款1項2目償還金22節償還金、利子及び割引料2,338万円は、いずれも令和2年度の介護給付費に係ります支払基金交付金の額、県負担金の額、並びに地域支援事業費に係る国、県及び支払基金の交付金の額の確定に伴います返還金でございます。7款1項1目予備費28節予備費1億7,429万5,000円は、歳入の補正額から歳出予定補正額の差し引き額を計上するものでございます。

続きまして18、19ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目繰越金1節繰越金45万3,000円は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

続きまして歳出でございますが、22、23ページをお開き願います。2款1項1目28節予備費につきましては、歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員（松林敏委員）

ちょっと量があるので、まず保険事業勘定から質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

続きまして介護サービス事業勘定の方の質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田介護保険課長。

#### ○介護保険課長（細田愛二君）

議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明をさせていただきます。決算の説明に入ります前に、令和2年度の介護保険被保険者の状況につきまして報告をさせていただきます。先程提出をいたしました介護認定者数の推移（区分別）を御覧いただきたいと思います。令和2年度末時点の65歳以上で

あります第1号被保険者数は1万1,078人で、前年度比236人の増となっております。また第1号被保険者のうち要支援、要介護の認定者数は1,815人、前年度から36人の増となっており、認定率といたしましては16.4%と増減はございませんでした。それでは決算書の説明に入らせていただきます。なお歳入歳出ともに主なものについて事項別明細書により説明をさせていただきます。14、15ページをお開き願います。まず保険事業勘定の歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料の収入済額は7億843万5,138円で、前年度比261万3,612円、0.4%減となっております。保険料の収納状況につきましては、先程お配りをいたしました資料の歳入の収納状況を御覧いただきたいと思っております。収納率につきましては現年度分が99.86%、前年度比0.03ポイント増、滞納繰越分が13.5%、15.03ポイント減、介護保険料全体としましては99.13%、0.18ポイント増となっております。事項別明細書の方に戻らせていただきます。14、15ページ、2款使用料及び手数料は督促手数料674件分でございます。3款1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は居宅給付費20%、施設等給付費15%となっております。なお、過年度分につきましては前年度実績による追加交付でございます。2項1目調整交付金につきましては、1節現年度分調整交付金は介護給付費に対する交付金で、令和2年度の割合は2.4%、2節特別調整交付金は新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対する国庫補助で、補助率は40%となっております。2目、3目につきましては地域支援事業に係る交付金で、交付率は2目が25%、3目が38.5%でございます。4目保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組指標に基づく交付金、5目介護保険事業費補助金はシステム改修に対する国庫補助でございます。6目介護保険保険者努力支援交付金は令和2年度に新設された交付金で、地域支援事業等の取組指標に基づき交付されるものでございます。7目介護保険災害等臨時特例交付金は新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対する国庫補助で、補助率が60%でございます。4款1項支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金より交付されます第2号被保険者負担分で、1目は介護給付費分、2目が地域支援事業費分で、それぞれ負担率は27%となっております。5款1項1目介護給付費負担金につきましては介護給付費に対する県の負担分で、負担率は居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%、2項県補助金は地域支援事業に係る交付金で、負担率は1目が12.5%、2目が19.25%となっております。

続きまして20、21ページをお開き願います。6款1項1目利子及び配当金は介護給付費等準備基金の利子分でございます。7款1項1目介護給付費繰入金につきましては介護給付費に係る町負担分で、負担率は12.5%、2目及び3目の地域支援事業繰入金は、負担率は2目が12.5%、3目が19.25%となっております。4目その他一般会計繰入金は事務費分の繰り入れ、次のページに移りまして、5目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減に係

る繰入金でございます。8款繰越金は前年度決算に伴います繰越金、9款1項1目第1号被保険者延滞金は16件分の保険料延滞金、2項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。3項雑入2目返納金につきましては高額介護サービス費等に係る返還金で、1節は6件分、2節過年度分は1件分でございます。収入未済額につきましても当該被保険者分で分割にて納付中でございます。3目雑入につきましては、情報提供依頼に伴う文書料及び介護認定調査の受託金でございます。収入済額の総額は29億8,832万792円で、前年度比7,251万433円、2.5%増となっております。以上が保険事業勘定の歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。26、27ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費12節委託料につきましては、介護認定支援システムの改修業務が主なものでございます。13節使用料及び賃借料は、そのシステムのリース料、17節備品購入費につきましては介護認定支援システム用パソコンの入れ替えに伴う支出でございます。2項1目賦課徴収費につきましては介護保険料の徴収に係る経費でございます。3項1目介護認定審査会費は認定審査会委託報酬など介護認定審査会に係る経費、2目認定調査等費は認定調査員報酬及び主治医の意見書作成手数料など、介護認定調査に係る経費でございます。4項1目趣旨普及費は介護保険制度や保険料等に関するパンフレットの印刷製本費、次のページに移りまして、5項1目介護保険運営協議会費は運営協議会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償などで、12節委託料につきましては第8期事業計画の策定委託料でございます。2款保険給付費につきましては、要介護認定者が利用された介護サービス費、要支援認定者が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料で、前年度比2,781万2,035円、1.1%増となっております。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は要支援認定者の通所型、訪問型サービス利用に係る給付費や審査支払い手数料、2目介護予防ケアマネジメント事業費は1目のサービスに係るケアマネジメントに対する給付費でございます。2項1目一般介護予防事業費は町で実施をしておりますお元気クラブや脳トレ教室に関する経費、めだか85、サポーターポイント制度事業の委託料でございます。また、18節負担金、補助及び交付金につきましては「いきいきサロン」20団体への事業補助金と介護予防サポーター15名へのポイント交付金でございます。3項1目地域包括支援センター運営費は長与町地域包括支援センターの職員及びパート職員の人件費、2目総合相談事業費につきましては介護保険課窓口配置の介護相談員、訪問看護師及び包括支援センター専門員の報酬、健康調査訪問で使用する自動車リース料などの経費でございます。36、37ページをお開き願います。4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては主任介護支援専門員の人件費や地域包括支援システムのライセンス追加に伴う経費となっております。5目在宅医療・介護連携推進事業費は在宅医療介護相談窓口の専門相談員に係る人件費と在宅医療・介護連携推進協議会及び作業部会に係る経費となっております。38、39ページをお開き願います。6目生活

支援体制整備事業費は高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため、生活支援コーディネーターの配置と地域の支え合いの推進のため設置をしております「支えあい「ながよ」推進協議体」に関する経費でございます。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症地域支援推進員として配置をしておりますコーディネーター及び初期集中支援チーム検討委員会に係る経費。12節委託料につきましては長崎北病院へ委託し、設置をしております認知症初期集中支援チームの委託料、社会福祉協議会に委託しております認知症カフェ事業の委託料でございます。8目地域ケア会議推進事業費は、専門職による個別事例の検討及び地域のネットワークづくりやケアマネジメント支援、地域課題把握などを行う自立支援型地域ケア会議、また困難事例に対して関係者が情報共有や支援の検討を行う個別ケア会議に関する費用でございます。9目任意事業費につきましては、主な事業内容といたしまして、家族介護支援事業として介護学習会・認知症介護者の集い、地域支援自立事業といたしまして配食サービスに係る委託料、扶助費として家族介護用品に対する助成を行っております。42、43ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は基金への積み立てで、内訳といたしましては国からの保険者機能強化推進交付金423万5,000円、介護保険保険者努力支援交付金527万2,000円、第6期計画時剰余金3,716万円、預金利息4万2,412円となっております。6款1項1目は第1号被保険者保険料の還付金、2目償還金は、それぞれ前年度交付額の確定に伴う返還金でございます。次のページをお開き願います。支出済額の総額は27億8,515万892円で、前年度比4,437万545円、1.6%増となっております。以上が保険事業勘定の歳出でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきまして御説明をさせていただきます。46、47ページをお開き願います。この勘定は地域包括支援センターが地域介護予防支援事業所として行います要支援ケアプランや介護予防ケアプラン、ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入でございます。1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、サービス計画費収入がケアプラン作成2,889件に対する収入、ケアマネジメント費収入が介護予防ケアマネジメント作成2,779件に対する収入でございます。2款1項1目繰越金は前年度決算によるもの。3款1項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。収入済額の総額は2,565万5,369円で、前年度比656万7,147円、20.4%減となっております。

以上が介護サービス事業勘定の歳入でございます。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。48、49ページをお開き願います。1款1項1目指定介護予防支援事業費は包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費でございます。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は民間事業所への介護予防ケアマネジメント作成委託料でございます。次のページをお開き願います。支出済額の総額は2,520万1,113円で、前年度比622万2,004円、19.8%減となっております。続きまして52ページをお開き願います。こちらは実

質収支に関する調書で御覧のとおりでございます。続きまして53ページが財産に関する調書、介護給付費等準備基金の決算年度末の現在高でございます。保険事業勘定からの基金積立金を積み立てているものでございます。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきまして説明させていただきます。報告書の2、3ページをお開き願います。まずこちらは保険事業勘定における歳入歳出の令和2年度予算額と決算額の執行率及び令和元年度決算との増減比率でございます。4ページは保険給付費の状況でございます。歳出のところでも御説明を差し上げましたけれども、前年度比2,781万2,000円の増額となっております。内訳につきましては以下の表のとおりでございます。次に5ページから10ページにつきましては地域支援事業に係る事業のそれぞれの内容について掲載をいたしております。5ページは介護予防・生活支援サービス事業で、要支援者に対する訪問型、通所型サービスの利用等に関する内容となっております。6ページは一般介護予防事業といたしまして、町が実施をしております各種介護予防に関する内訳でございます。7ページは医療と介護の関係機関が連携して、包括的、継続的な在宅医療介護を提供する体制の構築を推進する在宅医療・介護連携推進事業の内容となっております。8ページにつきましては、地域が主体となった活動の充実とその活動における現状把握や課題解決について検討し、支え合い活動・生活支援サービスの構築を推進する生活支援体制整備事業、9ページは認知症の人やその家族の支援をはじめ、認知症の早期発見、早期対応のため関係機関と連携して、効果的な支援を実施する認知症総合支援事業について掲載をいたしております。10ページは地域支援事業のうち任意事業といたしまして様々なメニューがありますが、その中で本町が実施をしております事業の実績について記載しているものでございます。

続きまして12、13ページをお開き願います。こちらは介護サービス事業勘定におきます歳入歳出の令和2年度予算額と決算額の執行率及び令和元年度決算との増減比率でございます。次の14ページは地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として、要支援者の予防給付のケアマネジメント業務を行います指定介護予防支援事業費について。15ページにつきましては要支援者及び事業対象者の介護予防ケアマネジメントを行います介護予防・日常生活支援総合事業費について掲載しているものでございます。

以上が介護保険特別会計決算に関する内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。

まずは保険事業勘定の歳入の部として14ページから25ページまでの間で質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

#### ○委員（内村博法委員）

コロナの影響で15ページの特別調整交付金で54万2,000円上がっているんですけども、コロナ関連はこれだけですか。それ以外は無いわけですね。そこだけ確認したいと思います。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

14、15ページの3款2項1目調整交付金2節特別調整交付金54万2,000円が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った方に対する保険料減免に対する国の補助なんですけれども保険料の減免額のうちの40%になります。次の16、17ページにあります7目介護保険災害等臨時特例補助金で残りの60%が助成をされるということになっております。以上の2つでございます。

○委員（松林敏委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

17ページの介護保険災害等臨時特例補助金もコロナ関連ですか。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

7目介護保険災害等臨時特例補助金につきましてもコロナ関連の歳入になります。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

別紙資料で不納欠損と収入未済額の関係なんですけども、不納欠損を見ますと168万8,800円、少し増えているような感じも、上下しておりますけど、年度別見ればですね。何かコロナの関係で未済額が増えてきたということもあり得るわけでしょうか。

○委員（松林敏委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

不納欠損の内訳としまして全部で43件、実人数としては20人になって、その内訳が無財産の方が1名、生活困窮の方が16名、相続放棄によるものが3名となっているんですけども、実際コロナの関係でどれぐらい影響が出ているかというのはちょっと分からない状況になっています。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

では続いて、保険事業勘定の歳出の部についての質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

29ページの認定調査費等の役務費、新型コロナウイルス感染症に伴う郵便料ということで上がっていますが、これは具体的にどういう内容なのかというのと、どういった方々に郵送で送ったのか。この辺りをちょっと御説明いただければと思います

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

新型コロナウイルス感染症に伴う郵便料につきましては、認定審査会の審査する資料があるんですけども、そちらを送る郵送料に充てています。結局、集まって審査するんですけども、それができないことによって書面審査になるので、その資料の郵送料ということになっております。審査をする審査委員の方々に郵送しております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっきの審査委員が集まらないんですよ、コロナのため。一堂に介しないので、もう書面で審査して、そしてそれを基に結論を出していくということになったわけですね。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

そのとおりでございます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

続けて介護サービス事業勘定、これは歳入歳出、続けて46ページから51ページまで質疑を行います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、ケアマネジャーは何名おられるんですか。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

主任ケアマネジャーが2名とケアマネジャーが8名在籍しております。

○委員（松林敏委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると10名ですね。令和2年度も10名の体制でいかれとったんですか。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

令和2年度10名でございます。

○委員（松林敏委員）

それでは主要な施策の成果に関する報告書も含めて、全範囲において質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和2年の介護保険事業全体に関してなんですが、令和2年というのがやはりコロナが流行したということで、介護保険事業の中での影響で1、2点お伺いしたいんですが、例えばこの生活支援サービスですね。訪問型のサービスに行ったりとか、こういったところでやはりコロナが流行しているということで何か、その訪問はちょっとつていうような影響があったのかどうか。それから一般的な介護予防で高齢者の方々が集まって健康維持をしたりとか、そういう事業の参加がやっぱりコロナだからということで参加が少なくなったような傾向があるのか。また、健康増進の事業がないと介護の程度が上がる恐れもあったりということもあるので、ちょっとその辺りを令和2年の事業を通して総括的に何か、担当課として概略的なことで結構ですので、どうだったのかということをお聞かせいただければと思います。それとまたそういうことを踏まえて令和3年度に何か改善点等、考えているというようなものがあればお聞かせいただければと思います。

○委員（松林敏委員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、コロナに関する影響で介護サービス等に影響があったかということですが、コロナが流行った当初につきましては、やはり自分が施設に、事業所に通ってサービスを受けると、これをちょっと嫌うと言いますか、遠慮するという傾向は当初の方は見られたんですけども、そこにつきましてはそれぞれケアマネジャーがついておられますので、そこが例えば訪問型に切り替えたりであったりとか、ショートステイを入れたりとか、そういった替わりのサービスを入れることで補填をしながらやってきて、今はもう全然皆さん落ちついている状況ではございます。ただ、もう一つ高齢者の方々が独自で地域で集まるようなことですね。代表的なものでサロンの活動があるんですけど、これについては、なかなか集まるということをやったりコロナの影響で控える団体もあるようでございます。ただ、それも徐々に、何とか密にならないような形でやったりと

か、未だに活動をまだ控えているようなところもあったり、ただ、そういったところは代表の方々が電話で連絡をされたり、訪問したりというようなことでされているようではございます。次年度以降に向けてそれに対する対策ですけれども、介護サービスについては先程申し上げたとおりケアマネジャー等含めていろんなサービスを替えたりとか、試案しながら対応をしていくような形が継続していくのかなと思っています。サロンにつきましても随時、年に1回から2回ですけどサロンの代表者の会議というのもさせていただいており、そういった中で課題とかをこちらの方に教えていただいて、その解決に向けていろんな協議とかもさせていただいております。また、新たに今年度サロンインストラクターの養成講座も今、町の方で開催しようということで予定しております。そういった中でもサロンの方向性とか、内容等に向けても、そういったことで研修をさせていただいて、活動の幅を広げていただければと考えております。

○委員（松林敏委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

先程の課長のお答えにちょっと補足をします。先程サロンインストラクター養成講座と課長が申したのは県の事業になりますので、そちらの方は町内の事業所が手を挙げていただいて、委託という形で開催をしていただく分になります。それ以外に介護保険課では、ボランティアの本当に初歩版ということで、初めの一步みたいな形でボランティアの養成講座を実施したいと今年度計画をしております。それからあといろんな介護予防事業、皆さん御存じの「お元気クラブ」とか「めだか85」とか「脳トレ教室」というような一般介護予防事業についてなんですけど、やはり令和2年度から通常開催ができない場合が続きました。ただ、その場合でも参加者の方たちにお手紙という形で例えば感染症予防についてとか、季節によっては熱中症予防であったり、運動であったり、そういったリーフレット、そして脳トレになるようなちょっとした計算とか、いろんなクイズであったり、そういったものを郵送するという形で代替で、来所はできなくても御自宅で介護予防に取り組んでいただくというような取り組みをしております。今年度も現在ちょっと施設が使えませんがそういった状況も続いておりますが、感染の状況によってこちらでもできるだけ介護予防に繋がるような取り組みを続けているところです。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

質疑がないようですので小さいことなんですけども35、37、それから39ページにそれぞれ公用車洗車委託料が計上されているんですけど、例えば35ページは5,060円、37ページは1,980円、39ページは1,100円。単価的に考えると、どういう積算をして例えば5,060円になるのかなという疑問も持つわけなんですけども、

大体一台幾らで契約をして、委託料ですから委託契約をしておると思うんですね。だから1回なのか、5回なのか、3回なのか、これも分からないわけですね、洗車ですから。例えば5,060円はどうして5,060円になるのかを説明をいただきたいと思います。

○委員（松林敏委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

公用車の洗車に関しては、1台1,000円に消費税で1,100円で予算計上をしているんですが、令和2年度の洗車をした際に委託間違いをして、例えば水洗いのみの洗車だったら少し安くなる。そのコースをちょっと間違えたと言当からは聞いております。

○委員（松林敏委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

その5,060円の根拠をもう1回教えてください。

○委員（松林敏委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

内訳につきましては申し訳ありません。この場でお答えできません。

○委員（松林敏委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

根拠のない金を出してないはずなんですね。だから一台1,100円。これ1年に1回なのか、半月に1回なのか、その辺りをきちっと。何かあやふやに終わらないように、小さい金ではありますが公費ですから明確にして、根拠は明確に揃えておく必要が課長あるんじゃないでしょうか。これは要望しておきたいと思います。答弁は結構です。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。

(閉会 11時51分)